

【資料編】

(目 次)

- 1 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部
 - (1) 本部設置要綱
 - (2) 本部会議開催経緯
 - (3) 今後のスケジュール
- 2 広島市で発生した主な土砂災害・洪水・内水氾濫
 - (1) 6. 29 豪雨災害（平成 11 年 6 月 23 日～7 月 3 日）
 - (2) 平成 17 年 9 月 6 日 台風第 14 号
 - (3) 平成 18 年 9 月 16 日 台風第 13 号
 - (4) 平成 22 年 7 月 10 日～15 日 大雨による災害
- 3 土砂災害防止法
 - (1) 制定経緯
 - (2) 内容
 - (3) 平成 26 年 8 月広島豪雨を踏まえた改正
- 4 被災地の地形・地質
- 5 用語解説
- 6 住宅再建支援制度
- 7 がけ地近接等危険住宅移転事業

1 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部

(1) 本部設置要綱

平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱

(目的)

第1条 平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害で被災した地区(以下、「被災地区」という。)について、まちの将来像を踏まえた復興まちづくりビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、ビジョンに基づき安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 被災地区の防災性向上のための道路等施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 被災地区の住宅再建等に向けた支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部会議を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、荒本副市長、西藤副市長の順序により、その職務を代理する

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に掲げる者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会議)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、関係課長等による検討会議を開催する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市整備局都市整備調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 7 日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

都市整備局長
都市整備局指導担当局長
道路交通局長
下水道局長
安佐南区長
安佐北区長
消防局長
水道局長

(2) 本部会議開催経緯

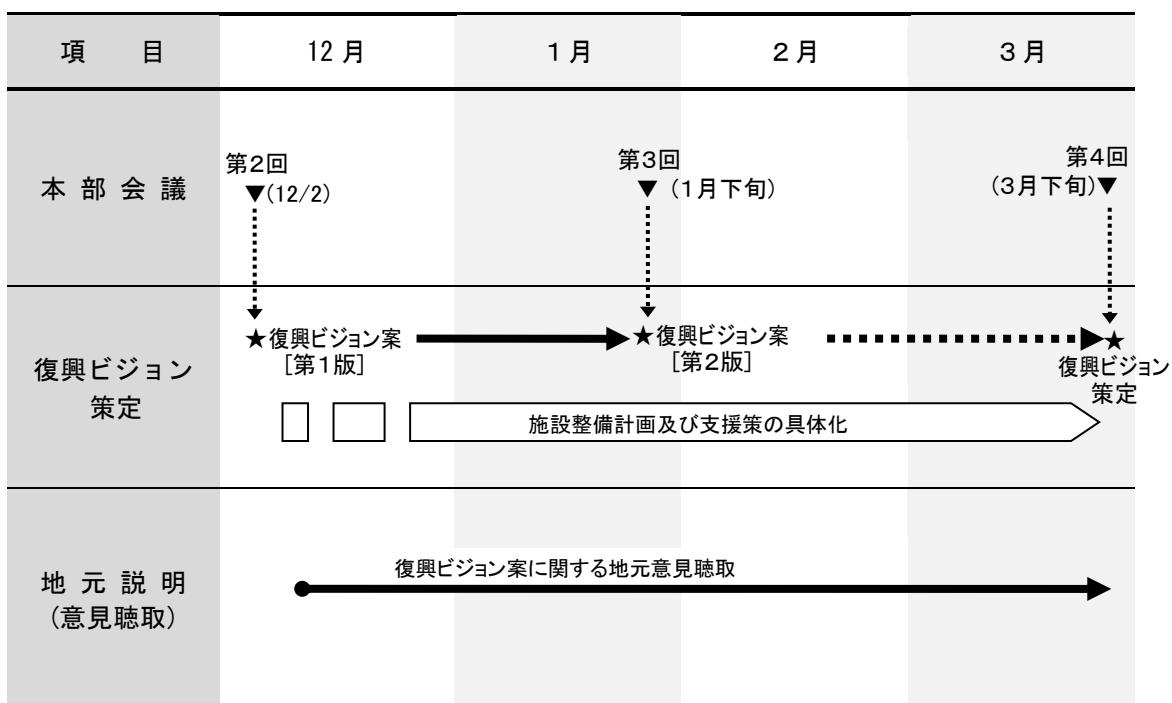
ア 第1回本部会議

日 時 平成 26 年 10 月 10 日 9:00~9:30
場 所 広島市役所本庁舎 10 階政策審議室
議 題 ・ 平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部の設置について
・ 復興まちづくりビジョンについて

イ 第2回本部会議

日 時 平成 26 年 12 月 2 日 11:30~12:30
場 所 広島市役所本庁舎 10 階幹部会議室
議 題 ・ 復興まちづくりビジョン案（第1版）について

(3) 今後のスケジュール



2 広島市で発生した主な土砂災害・洪水・内水氾濫

(1) 6.29豪雨災害(平成11年6月23日～7月3日)(*3)

ア 概要

梅雨前線が日本の南海上に停滞、北上、南下を繰り返し、梅雨期特有のしつこい雨が続きました。23日には一旦雨は止りましたが、29日午前0時頃から再び降り始め、午前中は県北部を中心として局所的に強まり、広島市を中心とした県南西部では、午前中は時間雨量10mm以下で推移しました。午後になって前線の活動が活発になり、13時～16時にかけて、広島市佐伯区から広島市安佐北区一帯で強い降雨を観測しました。

(観測点…広島地方気象台 1時間最大雨量…17.5mm 総雨量…325mm)

(観測点…安佐北区三入 1時間最大雨量…44mm 総雨量…370mm)

(観測点…山陽道八幡 1時間雨量…81mm)

イ 被害状況

表 資2-1 全国の被害状況

人的被害(人)			住家被害(棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
38	1	78	127	98	518	3,701	16,368

表 資2-2 広島県の被害状況

人的被害(人)			住家被害(棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
31	1	59	101	68	300	1,284	2,763

表 資2-3 広島市の被害状況

人的被害(人)			住家被害(棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
20	0	45	74	42	85	183	392

(山崖崩れは596か所で発生)



写真 資2-1 佐伯区五日市町上河内

堂ヶ原川で発生した土石流により住宅や道路が被害を受けました。



写真 資2-2 安佐北区安佐町飯室

土石流により宅地や農地に水や土砂が溢れました。

(2) 平成 17 年 9 月 6 日 台風第 14 号

ア 概要

台風第 14 号は、大型で強い勢力を保ったまま、九州地方西岸に沿って北に進み、6 日深夜に山口県山陰沖の日本海に達しました。広島県廿日市市を中心とする広島県西部では、午後より風雨が強まり、6 日午後 8 時から午後 10 時にかけて降雨はピークに達しました。

(観測点…広島地方気象台 1 時間最大雨量…27.5 mm 総雨量…140.5 mm)

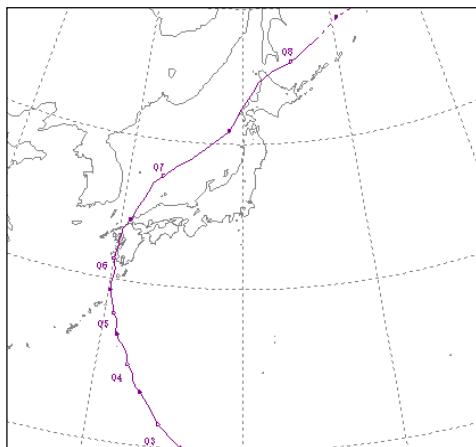


図 資 2-1 平成 17 年台風第 14 号の進路図

イ 被害状況

表 資 2-4 全国の被害状況

人的被害 (人)			住家被害 (棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
27	2	179	1,178	3,692	2,817	7,159	13,580

表 資 2-5 広島市の被害状況

人的被害 (人)			住家被害 (棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
0	0	3	3	72	71	119	117

(山崖崩れは 41 か所で発生)



写真 資 2-3 安佐北区安佐町飯室

太田川の増水により護岸や道路が被害を受けました。



写真 資 2-4 佐伯区湯来町多田志井

水内川の増水により護岸や住宅が被害を受けました。

(3) 平成 18 年 9 月 16 日 台風第 13 号

ア 概要

台風 13 号の影響により、山陰沿岸にある秋雨前線に向かって湿った空気が流れ込み、山口県から進んできた散在的な雨雲が急速に発達し、16 日 17 時ごろから、17 日 3 時ごろにかけて、広島市北部及び芸北を中心に、局地的に激しい大雨となりました。

広島市では、17 日夜から 18 日明け方にかけて、台風の暴風域に入り、最大瞬間風速 34.9m/s、最大風速 21.5m/s を記録しました。

(観測点…広島地方気象台 1 時間最大雨量…7.5 mm 総雨量…37.5 mm)

(観測点…佐伯区湯来町 1 時間最大雨量…58 mm 総雨量…313 mm)

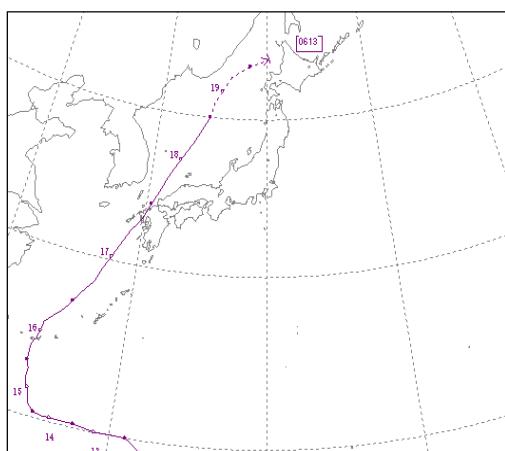


図 資 2-2 平成 18 年台風第 13 号の進路図

イ 被害状況

表 資 2-6 全国の被害状況

人的被害 (人)			住家被害 (棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
9	1	448	159	514	11,221	189	1,177

表 資 2-7 広島市の被害状況

人的被害 (人)			住家被害 (棟)				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
1	1	2	0	1	27	13	43

(山崖崩れは 79 か所で発生)



写真 資 2-5 安佐北区大林町

根谷川の増水による流木等の影響で護岸や橋りょうが被害を受けました。



写真 資料 2-6 佐伯区湯来町麦谷

水内川の増水により護岸や道路が被害を受けました。

(4) 平成 22 年 7 月 10 日～15 日 大雨による災害

ア 概要

6月中旬から7月中旬にかけて、梅雨前線は九州から本州付近に停滞し、断続的に活動が活発となつた九州から東北地方にかけての広い範囲で大雨となりました。

安佐南区の新安川、安佐北区の矢口川内水はん濫等により、多くの浸水被害が発生しました。

(観測点…広島地方気象台 1 時間最大雨量…30.5 mm 総雨量…281 mm)

イ 被害状況

表 資 2-8 全国の被害状況(6月中旬から 7月中旬の梅雨前線の大雨被害)

人的被害（人）			住家被害（棟）				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
16	5	31	42	74	208	1,786	5,702

表 資 2-9 広島市の被害状況

人的被害（人）			住家被害（棟）				
死者	行方不明者	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
0	0	0	0	0	1	31	566

(山崖崩れは 72 か所で発生)



写真 資 2-7 安佐北区口田一丁目付近

矢口川の内水氾濫により周辺の住宅や道路が浸水被害を受けました。



写真 資 2-8 安佐南区長束三丁目付近

新安川の内水氾濫により周辺の住宅や道路が浸水被害を受けました。

3 土砂災害防止法(*12)

(正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

(1) 制定経緯

平成 11 年 6 月 29 日に広島地方を襲った 6.29 広島災害をきっかけとして、内閣総理大臣の指示を受け建設省で、平成 11 年 7 月 8 日「建設省防災国土管理推進本部」を開催し、「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定し、同プロジェクトチームで土砂災害に関する恒久的な施策の在り方の検討が進められました。

この検討結果を受け、建設大臣は「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方」について河川審議会に答申し、建設省は、河川審議会の答申を踏まえ、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」をまとめました。

当法案は、平成 12 年 3 月 14 日に閣議決定され、第 147 回国会に提出されました。そして、4 月 18 日に参議院で、4 月 27 日に衆議院でともに全会一致で可決され、5 月 8 日に公布、平成 13 年 4 月 1 日に施行されました。

(2) 内容

土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、その中でも著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等の土砂災害防止のための対策の推進を図ります。

(3) 平成 26 年 8 月広島豪雨を踏まえた改正

平成 26 年 8 月広島豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知の義務付け、土砂災害警戒区域の指定があった場合の市町村地域防災計画への記載事項の追加等の措置を講ずることを内容とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 26 年 11 月 12 日に成立しました。

4 被災地の地形・地質(*1)

[独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センター「平成26年8月20日に広島市で発生した土石流及び斜面崩壊の発生地に関する地質情報」より引用・抜粹]

斜面崩壊の発生した、安佐南区山本付近（地点①）は後期白亜紀（9,000～7,000万年前）の広島花崗岩の分布域で、一般的には表層が風化して真砂（マサ）と呼ばれる脆弱な状態になっている場合が多いことが知られています。土石流の発生したところのうち、安佐南区緑井付近（地点②）も同様の地質です。

一方、複数の土石流が発生した安佐南区八木付近（地点③）では、谷の下部は広島花崗岩ですが、地形が急峻な谷の上部はジュラ紀の付加体（※1）の岩石で、広島花崗岩による接触変成作用（※2）によって堅くなっています。

安佐北区可部東では根谷川沿いの土石流（地点④）は広島花崗岩の分布域で起こっています。しかし、そこから東に入ったところ（地点⑤）では、広島花崗岩と断層を挟んで東側に分布する後期白亜紀（9,000～7,000万年前）の高田流紋岩との境界部で発生しています。

※1 海洋プレートの沈み込みによってできた複雑な地層

※2 花崗岩マグマの熱で再結晶すること



図資4-1 地形・地質状況

被災地及びその周辺における地形・地質状況を示しています。

5 用語解説

○ バックビルディング現象(*2)

次々と発生した積乱雲が一列に並び、集中的に雨が降ることを「バックビルディング現象」と呼んでいます。一般的に積乱雲は、雨を降らせて1時間ほどで消滅すると言われています。今回は、太平洋上にある高気圧のへりに沿って、南から暖かく湿った空気が豊後水道や瀬戸内海を通って広島市付近に大量に流れ込み、さらに安佐北区、安佐南区の山地にぶつかって上昇し、同じ場所で新しい積乱雲が発生することが繰り返され、大雨が狭い範囲に集中して、継続的に降ったと考えられています。

気温が高い西日本ほど多く、山地の南東斜面で起こりやすい傾向があるようですが、全国どこででも発生しうると考えられます。

バックビルディング現象による大雨の発生が増えているか現段階で不明ですが、1時間あたりの雨量が50ミリ以上の大雨の発生回数は、明らかな増加傾向が見られることから注意が必要な気象現象です。

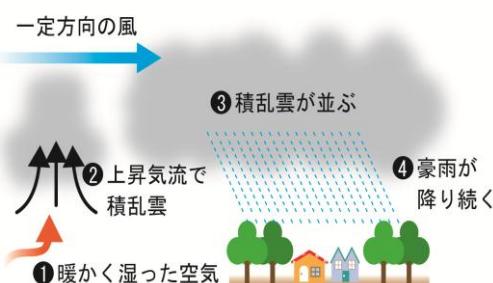


図 資 5-1 バックビルディング現象の仕組み

暖かく湿った空気が上昇し、積乱雲が一列に並んで発生することで、豪雨が降り続けます。

(出典：「平成 26 年 8 月 20 日豪雨広島土砂災害」国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所)

○ 都市計画マスタープラン(*4)

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、上位計画である基本構想などに即して定めるもので、長期的な視点に立った都市づくりの目標やその実現に向けた方向性を明らかにすることを目的としています。

本市は、昭和24年（1949年）8月6日に公布・施行された広島平和記念都市建設法に基づき、戦後一貫して平和都市の建設に努力してきました。こうした歴史を踏まえ、「広島市基本構想」では、「国際平和文化都市」を都市像として掲げています。

都市計画マスタープランは、「広島市基本構想」などの上位計画の都市像などを実現するため、都市計画分野に関する都市づくりの基本方針を定めたものです。

○ 地域防災計画(*5)

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市町村防災会議が作成する、当該市町村の地域に係る防災のために処理すべき業務の大綱等を定めるものです。

「広島市地域防災計画」は、広島市防災会議（会長：広島市長）が作成する市域に係る防災計画で、総合的で計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

○ 基本構想 (*6)

地方自治法の規定に基づき、市町村が、議会の議決を経て、地域における将来の目標及び目標達成のための基本的施策を定めるものです。

広島市では、将来の都市像とそれを実現するための施策の構想などを定める「広島市基本構想」を策定しています。

平成 21 年 10 月 16 日に策定した現行の「広島市基本構想」では、私たちを取り巻くすべての存在との間に「パートナーシップ・モデル」を導入することが必要であること、21 世紀は、世界の都市間のパートナーシップが国際関係のモデルとなる時代であり、国の思惑などで世界を動かすという枠組みからの「パラダイム（一時代を通して支配的な物の見方や時代に共通する思考の枠組み）の転換」が必要であることなどを掲げています。

さらに、都市づくりの方向として、パートナーシップの構築とパラダイムの転換を図りつつ、広島で実現されていることや街のたたずまいがそのまま「平和」の意味であり、具現化することを実感することのできる都市づくりに取り組み、「世界のモデル都市」を目指す必要があることなどを掲げています。

○ 基本計画 (*7)

基本構想を達成するための施策の大綱を総合的・体系的に定める長期計画であり、議会の議決を経て策定するものです。

平成 21 年（2009 年）10 月 16 日に策定した「第 5 次広島市基本計画」では、計画期間を平成 21 年度（2009 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までとしています。

この第 5 次広島市基本計画は、分野別計画において、「子どもの未来の創造」、「I C T 先端都市の実現」を新たに章として掲げるとともに、「地球温暖化・エネルギー対策の推進」、「豊かで魅力的な里ライフの創造」、「観光の振興」を新たに節として掲げたことや、区の計画において、市内 32 か所で 400 人以上の市民の参加を得て開催した「地区別まちづくりワークショップ」の成果を踏まえ「住民に身近な地区別まちづくりビジョン」を掲げたことなどが主な特徴です。

○ 「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」 (*8)

広島市が目指すべきまちの姿と、その実現に向けた基本的な考え方を示すために平成 23 年 12 月に策定された「世界に誇れる『まち』の実現に向けて—市政推進に当たっての基本コンセプト—」のこと。

広島市が目指すべき「まち」の姿として、①世界中の人々が一生のうち、一度は訪れてみたいと思う「まち」、②そこに暮らす人々の生き生きとした営みがある「まち」、③「平和の尊さ」を体現する「まち」、の三つを掲げています。またその実現に向けた日々のまちづくりの取り組みの柱として、「活力とにぎわい」、「ワーク・ライフ・バランス」、「平和への思いの共有」の三つを据えています。

毎年度の予算編成の基礎となるとともに、年度明けには「世界に誇れる『まち』の実現にむけた取組状況」として、成果が総括されています。平成 26 年度の対象事業数は 172 事業となっています。

○ 砂防堰堤(*9)

土砂災害防止のために、渓流の谷出口付近に設置し、土石流を食い止めるほか、土砂を溜めて渓流の勾配を緩やかにすることで、一度に大量の土砂が下流に流れ出ることを防ぎ、人家や公共施設等を保全するための施設です。

〔設置箇所:一定規模の人家や公共施設のある土石流
危険渓流等〕

(出典: 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所ホームページ)



写真 資 5-1 砂防堰堤

国の広島西部山系直轄砂防事業で整備された
広島県廿日市市 宮園 3号砂防堰堤

○ 治山堰堤(*10)

浸食により荒廃した渓流や山腹崩壊箇所下流に設置し、渓流の縦・横浸食及び土砂流出を抑止して、森林の維持・造成を図るための施設です。

〔設置箇所 : 国有林、保安林内〕



写真 資 5-2 治山堰堤

○ 避難路(*11)

避難路とは、災害時に避難者が避難場所に避難するための道路等をいいます。

広島市地域防災計画では、避難路を「生活避難路」と「広域避難路」に区分しています。

(1) 生活避難路

生活避難路は、近隣避難場所や生活避難場所へ至る日常生活に密着した身近な道路で、消防活動や避難行動などに支障のない幅員（6m以上）を有する道路等のことです。

(2) 広域避難路

広域避難路は、延焼拡大のおそれのある市街地から広域避難場所へ至る避難路で、広域避難上支障のない幅員（原則として15m以上）を有する道路等のことです。

○ 自主防災組織(*14)

自主防災組織は、昭和34年の伊勢湾台風による甚大な被害を教訓として「災害対策基本法」が制定され、この法律によって生まれた隣保協同の精神に基づく地域住民による自発的な防災組織であり、地域の安全を確保するため、住民の一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という固い信念と連帶意識のもとに、既設の町内会・自治会又はこれらの連合会を主体として組織されるものです

○ 土砂災害ハザードマップ(*15)

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法など土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が配布する印刷物です。本市では、土砂災害警戒区域等が指定され、住民と協働で策定した土砂災害警戒避難マニュアルによる検証訓練を行った地区から順次、作成・配布しています。

当該マップには、住民が自宅付近などの状況を確認し、災害時にいち早く円滑な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の範囲、避難場所、避難ルート、気象情報、避難情報の伝達方法などを掲載しています。

○ 山腹整備（山腹工）(*16)

自然災害等によって山肌が露出した崩壊地において、斜面の安定化のために植生を回復、維持、増進させる目的で設置される施設です。土砂崩れを防ぎ植物が生育できるようにするためのり面工や土留工、のり枠工などがあります。



写真 資 5-3 土留工の例



写真 資 5-4 のり枠工の例

(写真出典：関東森林管理局)

○ 事前復興(*22)

市町村の主要な防災事業である減災や防災まちづくりの一環として行われる取組のひとつであり、「災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化につながる都市計画やまちづくりを推進すること」というハード面と「復興対策の手順の明確化や復興に関する基礎データの収集・確認などを事前に進めておくこと」というソフト面の両方の意味を有するとされています。

6 住宅再建支援制度

(1) 被災者生活再建支援法(*18)

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害（住家の全壊、半壊等）を受けた世帯に対して支援金（被災者生活再建支援金）を支給します。住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金（申請期間は災害発生日から 13 カ月以内）と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金（申請期間は災害発生日から 37 カ月以内）があります。単数世帯の場合は、各支援金の 4 分の 3 の額の支給となります。

表 資 6-1 基礎支援金の支給額

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

表 資 6-2 加算支援金の支給額

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※ 住宅の再建前に一旦賃貸住宅に入居すると 50 万円が支給されます。その後に自ら居住する住宅を建設・購入する場合は 150 万円が支給されます。（支給額の上限は合計 200 万円）

(2) 災害復興住宅融資

ア （独）住宅金融支援機構の災害復興住宅融資(*19)（平成 26 年 10 月 20 日現在）

自然災害により被害が生じた住宅の所有者等で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、自ら住む住宅を建設・購入又は補修される場合に貸付を行うものです。

表 資 6-3 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の貸付限度額等

項目	貸付限度額	貸付利率
新築住宅建設・購入	基本融資額 1,500 万円	年 1.18%
	加算額 460 万円	年 2.08%
補修	660 万円 (整地等伴う場合 +400 万円)	年 1.18%

イ 広島市災害復興住宅特別貸付(*20)

平成 26 年 8 月 19 日からの豪雨災害により、住宅に被害を受け、広島市内に自ら住む住宅を建設・購入又は補修される個人の方で、アの「住宅金融支援機構の災害復興住宅融資」を受け、なおかつ資金が不足する方に対して、貸付を行うものです。

表 資 6-4 広島市災害復興住宅特別貸付の貸付限度額等

項目	貸付限度額	貸付利率
新築住宅建設・購入	700 万円	
中古住宅購入	500 万円	年 1.18%
補修	300 万円	

(3) 災害見舞金(*21)

(広島市災害見舞金等の支給及び応急救助要綱、広島県災害見舞金等支給要綱)

自然災害により、住家が全壊、大規模半壊、半壊（大規模半壊を除く。）もしくは床上浸水した世帯に対して支給します。

表 資 6-5 災害見舞金の支給額

住宅の被害程度		全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水
支給額	広島市	30万円	20万円	10万円	5万円
	広島県	30万円	10万円	10万円	—

(4) 義援金(*17)

災害などにより、生命や財産に被害を受けた被災者の生活支援を目的として集められ、被害に基づいて公平に配分される寄付金のことです。

表 資 6-6 (参考) 広島市 8.20豪雨災害義援金（第1次配分及び第2次配分）
配分対象及び配分額表(住宅再建関係の抜粋)

区分	配分対象	配分額（単位：万円）		
		第1次	第2次	合計
(2) 住家被害に対する 義援金	①住家全壊 り災者台帳の被災区分の認定 が「住家・全壊」の世帯 ※大規模半壊又は半壊の持家 を解体・撤去した場合を含む。	持家 10	500	510
	②大規模半壊 り災者台帳の被災区分の認定 が「住家・大規模半壊」の世帯	持家 10	375	385
	③半壊 り災者台帳の被災区分の認定 が「住家・半壊」の世帯	持家 10	250	260
	④床上浸水 り災者台帳の被災区分の認定が 「住家・床上浸水」の世帯	10	50	60
	⑤一部破損 り災者台帳の被災区分の認定が 「住家・一部破損」の世帯 ※床下浸水（土砂流入）と同等の被害 と個別に判断したものに限る。	10	25	35
	⑥床下浸水 (土砂流入) り災者台帳の被災区分の認定が「住 家・床下浸水（土砂流入）」の世帯及 びこれと同等の被害と個別に判断し たもの	10	10	20
(5) 公的支援の対象と なり得るもの 自費負担等に対する 義援金	①自力で仮住 住家が被災し、自力で仮住宅を確保し 宅を確保し 家賃等を負担している世帯 ている世帯 に対する義 援金		30	30
	②自費で住家 半壊以上※の被害を受けた住家を自 を解体・撤 費で解体・撤去した者 去した者に ※半壊の場合は、被災者生活再建支援 対する義援 法の被災世帯と認定されていること 金 が必要です。	実費 (限度) 100万円	実費 (限度) 100万円	

7 がけ地近接等危険住宅移転事業 (既存住宅の移転促進) (*13)

(1) 目的

災害の未然防止を図るため、がけ地の崩壊等による自然災害のおそれの高い土地から居住者自身の自助努力による住宅の移転を支援し、市民の生命の安全を確保します。

(2) 概要

ア 対象区域

- 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」

イ 補助要件

事業計画に基づく移転であること

- 既存不適格住宅
- 建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ特定行政庁が是正勧告等を行った住宅

ウ 補助内容

- 除却等費：危険住宅の除却等に要する費用
- 建物助成費：危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する資金を金融機関等から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する費用

表 資 7-1 がけ地近接等危険住宅移転事業の補助限度額

補助対象限度額(特殊土壤等(新市内))		(単位:千円/戸)
	除却等費	802
建物助成費	建 物	4,570
	土 地	2,060
	敷地造成	597
	計	7,227
	合 計	8,029

名 称	平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害 復興まちづくりビジョン案（第 1 版）
主 管 課	広島市都市整備局都市整備調整課 復興まちづくり担当
所 在 地	〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号 TEL 082-504-2666
発 行 年 月	平成 26 年(2014 年)12 月